

CHIIBA-LABO利用規約取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「CHIIBA-LABO」(以下、「本施設」という。)の運営等について、「CHIIBA-LABO利用規約」(以下「規約」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(各種申請等について)

第2条 規約に定める各種申請等については、次のとおり定める。

- (1) 会員申請書(様式第1号)は、利用を開始したい月の前々月末日までに公益財団法人千葉県産業振興財団(以下「財団」という)へ提出しなければならない。
- (2) 会員の申請内容に変更が生じた場合は、再度、会員申請書(様式第1号)を変更したい月の前月の20日までに財団へ提出しなければならない。
- (3) 会員の許可期間内に退会したい場合は、退会したい月の20日までにCHIIBA-LABO退会届(様式第5号)を提出しなければならない。
- (4) 一般利用者は、利用料金の支払前に、CHIIBA-LABOのドロップイン利用エントリーを行わなければならない。

(利用の不許可)

第3条 規約第5条第13号の管理・運営上支障があると認められるものは、次のとおり定める。

- (1) 販売・勧誘等の営業行為
- (2) 火気や危険物等の持ち込みや使用
- (3) 大声での会話、振動、臭気を発することなど、他の利用者の迷惑になる行為
- (4) 共有部分の占有
- (5) 施設内での喫煙
- (6) その他、管理・運営上支障があると判断した事項

(利用料金)

第4条 規約第9条第1項の規定による、利用料金について、次のとおり定める。

- (1) 会員は、利用料金を前月の20日までに財団の指定する口座へ振り込むものとする。
- (2) 会員が利用料金を一括して前納する場合は、利用開始月から1年分の料金までとする。以後一括して前納する場合も、1年分を上限とする。
- (3) 会員利用料に学生料金を適用する場合は、学生証の有効期限が到来する月の前月末日までに、学生証の写しを提出すること。
- (4) 一般利用者の利用料金は、キャッシュレス決済での支払のみとする。

(会員の期間の更新)

第5条 規約第14条第1項の規定による、会員の期間について、次のとおり定める。

- (1) 毎年1回以上、財団のヒアリングに応じなければならない。
- (2) 更新を希望する場合は、第2条2項に準じた取扱いとする。
- (3) 当初利用開始から5年満了後、更新した会員はメンター会員とする。
- (4) メンター会員は、CHIBA-LABOの発展・会員間の交流促進に努めなければならない。
- (5) メンター会員の期間は5年以内とする。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。